

## 葛巻町結婚新生活支援補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、婚姻に伴う経済的負担の軽減を図り、もって地域における少子化対策に資するため、新たに婚姻した世帯の生活に必要な経費の一部に対し、予算の範囲内で葛巻町補助金交付規則（昭和35年葛巻町規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付するものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 当該年の1月1日から翌年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 婚姻を機に町内に新たに住宅を取得、又は賃借する際に要した費用のうち、当該住宅の購入費、建築費、賃料、敷金、礼金（保証金等これらに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、賃料について、勤務先から住宅手当が支給されている場合にあっては当該住宅手当に相当する費用を、公的制度による家賃補助を受けている場合にあっては当該家賃補助に相当する費用を除く。
- (3) リフォーム費用 婚姻を機に実施した住宅リフォームのうち、住宅の機能の維持、又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等にかかる工事費用をいう。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入又は設置に係る費用については対象外とする。
- (4) 引越費用 婚姻を機に町内の住居に引越しをする際に要した費用（当該住居に住居登録した者の引越費用に限る。）のうち、引越業者又は運送業者への支払に係る実費をいう。
- (5) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

(補助対象世帯)

**第3条** 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する新婚世帯とする。

- (1) 補助金の申請時点において、夫婦の双方が前条第2号、第3号の住宅又は同条第4号の引越しにより引越しをした先の住宅に現に居住し、その居住先が住民基本台帳に住所として記録されていること。
- (2) 夫婦の双方とも婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (3) 新婚世帯の所得（所得証明書を基に、前年の夫婦の所得を合算した金額）が500万円未満であること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、それぞれに規定する計算方法により算出した金額が500万円未満であること。
  - ア 婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職したときは、申請時において無職の者は所得がないものとみなし、夫婦の所得を算出して得た金額
  - イ 夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、所得証明書を基に算出した新婚世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額（申請の日以前1年間における返済額をいう。）を控除して得た金額
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (5) 申請時点において、夫婦の双方とも納期限が到来している市町村税の滞納がないこと。

- (6) 賃貸人への家賃の滞納がないこと。
- (7) 夫婦の双方が過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (8) 夫婦の双方とも岩手県が実施する家事育児参画促進講座又は町長が指定する講習会等を受講していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯は、補助金の交付を受けることができる。

- (1) 前年度に葛巻町結婚新生活支援補助金を受給した世帯であって、その受給額が、第4条第2項各号に規定する1世帯あたりの補助上限額として定める額に達しなかった世帯。
- (2) 前項第1号、第3号から第6号及び第8号のいずれにも該当すること。  
(補助金の交付対象経費等)

**第4条** 補助金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、当該年度中に支払った住居費、リフォーム費用及び引越費用とする。

2 補助金の額は、前項に規定する交付対象経費の合計額とし、1世帯当たりの上限は次のとおりとする。

- (1) 夫婦の双方とも婚姻日における年齢が29歳以下の場合 60万円
- (2) 前号以外の場合 30万円

3 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。  
(提出書類及び提出期日)

**第5条** 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。  
(補助金の返還)

**第6条** 町長は、補助金の交付を受けた者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、その全額を返還させるものとする。  
(補則)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

**別表**

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	葛巻町結婚新生活支援補助金交付申請書 1 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本（第3条第2項に該当する世帯にあつては提出不要） 2 夫婦の双方の町内の住所が記載されている住民票の写しの原本 3 夫婦の双方の直近の年の所得証明書（所得がない場合は、所得がないことを証明する書類） 4 夫婦の双方の町税の滞納がないことがわかる書類（納税証明書等） 5 物件代金の売買契約書又は請負契約書の写し（住居を取得した場合に限る）	様式第1号          様式第	1部	住宅の取得、賃借、リフォーム又は引越を開始した日から起算して30日以内

	6 住宅の賃貸借契約書の写し（住居を賃借した場合に限る） 7 住宅手当の支給額がわかる書類（住居を賃借した場合に限る） 8 工事請負契約書の写し（住居をリフォームした場合に限る） 9 引越しに係る費用がわかる書類（引越費用の場合に限る） 10 離職票の写し（夫婦の双方又は一方が離職し、申請日において無職である場合に限る） 11 貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類（貸与型奨学金の返還を行っている場合に限る） 12 町長が必要と認める書類	2号		
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による書類	葛巻町結婚新生活支援補助金変更（中止・廃止）承認申請書	様式第3号	1部	変更（中止・廃止）の理由が生じた日から起算して15日以内
規則第13条第1項の規定による書類	葛巻町結婚新生活支援補助金交付請求書 1 物件代金の領収書の写し（住居を取得した場合に限る） 2 住宅の賃貸借領収書の写し（住居を賃借した場合に限る） 3 住宅手当支給証明書（住居を賃借した場合に限る） 4 工事代金の領収書の写し（住居をリフォームした場合に限る） 5 引越しに係る領収書の写し（引越費用の場合に限る） 6 セミナーを受講したことがわかる書類	様式第4号	1部	住宅の取得、賃借、リフォーム又は引越しが完了した日から起算して30日以内

#### 附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和5年1月1日以降に婚姻届が受理された夫婦について適用する。